

静岡県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第23号

静岡県財産規則の一部を改正する規則

静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 財産管理者 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）<u>第62条の2</u>の政策推進担当部長、行政組織規則<u>第62条の3</u>のデジタル戦略担当部長、行政組織規則<u>第62条の4</u>の地域外交担当部長、行政組織規則第10条第1項第1号の表に掲げる知事戦略局長（以下「知事戦略局長」という。）及び同表に掲げる総務課の長並びに静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、行政組織規則第60条第1項に規定する出納局長（以下「出納局長」という。）、議会事務局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「教育委員会組織規則」という。）第6条第1項の表に掲げる部長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(出納員の事務引継)</p> <p><b>第9条の5</b> 出納員が交替したときは、前任者は、前条により作成した財産事務引継書によりその担任する事務について次の各号に定めるところにより、発令の日から7日以内に、後任者に引継ぎをしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 財産管理者 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）<u>第62条の3</u>の政策推進担当部長、行政組織規則<u>第62条の5</u>のデジタル戦略担当部長、行政組織規則<u>第62条の6</u>の地域外交担当部長、行政組織規則第10条第1項第1号の表に掲げる知事戦略局長（以下「知事戦略局長」という。）及び同表に掲げる総務課の長並びに静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）第1条に規定する部の長、行政組織規則第60条第1項に規定する出納局長（以下「出納局長」という。）、議会事務局長、静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号。以下「教育委員会組織規則」という。）第6条第1項の表に掲げる部長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(出納員の事務引継)</p> <p><b>第9条の5</b> 出納員が交替したときは、前任者は、前条により作成した財産事務引継書によりその担任する事務について次の各号に定めるところにより、発令の日から7日以内に、後任者に引継ぎをしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 財産事務引継書には、前任者及び後任者が、それぞれ記名押印し、それぞれ1部ずつを保管する。

(専決)

**第20条** 公有財産に関する事務（第21条の2第1項の規定により委任されたものを除く。）は、知事が専決処理事項として別に指定するもののほか、次に掲げる区分に従い、専決処理することができる。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 財務局長の専決事項

ア・イ (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

**第20条の2** 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第3章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第1項第3号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

(合議)

**第21条** (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事が別に定める範囲内において、第20条第1項第3号の規定により財産管理者が専決処理する場合は、前項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。

(2) 財産事務引継書には、前任者及び後任者が、それぞれ記名し、それぞれ1部ずつを保管する。

(専決)

**第20条** 公有財産に関する事務（第21条の2第1項の規定により委任されたものを除く。）は、知事が専決処理事項として別に指定するもののほか、次に掲げる区分に従い、専決処理することができる。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。

(1) (略)

(2) 資産経営課長の専決事項

ア・イ (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

**第20条の2** 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第3章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第1項第3号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「資産経営課長を経て経営管理部長」とあるのは、「資産経営課長」とする。

(1)～(3) (略)

(4) 経営管理部に置かれた課の長（以下「経営管理部の課長」という。）

(5)～(7) (略)

(合議)

**第21条** (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事が別に定める範囲内において、第20条第1項第3号の規定により財産管理者が専決処理する場合は、前項中「資産経営課長を経て経営管理部長」とあるのは、「資産経営課長」とする。ただし、重要又は異例なものについては、この限りでない。

3 (略)  
(事前協議)

**第23条** (略)

2 第20条の2の規定により、局長等が専決処理する事項に係る前項第2号に掲げる事務の協議についての同項の規定の適用については、同項中「財産管理者」とあるのは「局長等」と、「経営管理部長」とあるのは「財務局長」とする。

3 (略)  
(分掌替え)

**第35条** 前条の規定は、財産事務取扱者がその分掌に係る公有財産の分掌替えをしようとする場合にこれを準用する。この場合において、同条第1項中「関係財産管理者」とあるのは「関係財産事務取扱者及び関係局長等」と、「知事」とあるのは「財務局長」と読み替えるものとする。

(分類替え及び種類替え)

**第36条** 財産事務取扱者は、分類替え又は種類替えしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類に、当該公有財産の関係図面を添えて、関係局長等を経て財務局長の決裁を受けなければならない。

(1)～(4) (略)

(行政財産の貸付け及び地上権等の設定)

**第47条** 第39条から第44条の3までの規定は、法第238条の4第2項第1号から第4号まで、第3項及び第4項の規定並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第69条第6項から第10項まで及び第70条第5項から第8項までの規定により行政財産を貸し付け、又は法第238条の4第2項第5号の規定により行政財産である土地に地上権を設定し、若しくは同項第6号の規定によりこれに地役権を設定

3 (略)  
(事前協議)

**第23条** (略)

2 第20条の2の規定により、局長等が専決処理する事項に係る前項第2号に掲げる事務の協議についての同項の規定の適用については、同項中「財産管理者」とあるのは「局長等」と、「経営管理部長」とあるのは「資産経営課長」とする。

3 (略)  
(分掌替え)

**第35条** 前条の規定は、財産事務取扱者がその分掌に係る公有財産の分掌替えをしようとする場合にこれを準用する。この場合において、同条第1項中「関係財産管理者」とあるのは「関係財産事務取扱者及び関係局長等」と、「知事」とあるのは「資産経営課長」と読み替えるものとする。

(分類替え及び種類替え)

**第36条** 財産事務取扱者は、分類替え又は種類替えしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類に、当該公有財産の関係図面を添えて、関係局長等を経て資産経営課長の決裁を受けなければならない。

(1)～(4) (略)

(行政財産の貸付け及び地上権等の設定)

**第47条** 第39条から第44条の3までの規定は、法第238条の4第2項第1号から第4号まで、第3項及び第4項の規定、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第44条第1項の規定、港湾法（昭和25年法律第218号）第51条の3第1項の規定並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第69条第6項から第10項まで及び第70条第5項から第8項までの規定により行政財産を貸し付

する場合にこれを準用する。

(物品管理事務の代決)

**第74条** (略)

2 (略)

3 用度課長が不在のときは、用度課長代理、用度課班長又は用度課班長代理が、第73条の規定により用度課長が専決処理することができる事務をそれぞれ代決することができる。

4～8 (略)

(出納員等の事務引継ぎ)

**第80条** 出納員又は物品分任出納員が交替したときは、前任者は、前条により作成した物品事務引継書によりその担任する事務について、次の各号に定めるところにより、発令の日から7日以内に後任者に引継ぎをしなければならない。

(1) (略)

(2) 物品事務引継書には、前任者及び後任者がそれぞれ記名押印し、それぞれ1部ずつを保管する。

(物品取締員)

**第82条** (略)

2 物品取締員には、次に掲げる者を充てる。

(1)～(5) (略)

(6) 学校 (かいであるものに限る。)にあつては、事務長

(7) (略)

(8) 学校 (かいであるものを除く。)又は学校の分校にあつては、財産事務を担当する職員

(9)・(10) (略)

3～5 (略)

け、又は法第238条の4第2項第5号の規定により行政財産である土地に地上権を設定し、若しくは同項第6号の規定によりこれに地役権を設定する場合にこれを準用する。

(物品管理事務の代決)

**第74条** (略)

2 (略)

3 用度課長が不在のときは、用度課長代理、用度課班長、用度課主幹又は用度課班長代理が、第73条の規定により用度課長が専決処理することができる事務をそれぞれ代決することができる。

4～8 (略)

(出納員等の事務引継ぎ)

**第80条** 出納員又は物品分任出納員が交替したときは、前任者は、前条により作成した物品事務引継書によりその担任する事務について、次の各号に定めるところにより、発令の日から7日以内に後任者に引継ぎをしなければならない。

(1) (略)

(2) 物品事務引継書には、前任者及び後任者がそれぞれ記名し、それぞれ1部ずつを保管する。

(物品取締員)

**第82条** (略)

2 物品取締員には、次に掲げる者を充てる。

(1)～(5) (略)

(6) 学校 (ふじのくに中学校を除く。)にあつては、事務長

(7) (略)

(8) ふじのくに中学校又は学校の分校にあつては、財産事務を担当する職員

(9)・(10) (略)

3～5 (略)

(物品の取得等の決定)

第85条 (略)

2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出納局長	部局長（静岡県財務規則第2条第1号に規定する部局長（警察本部長を除く。）、 <u>感染症対策担当部長</u> 及び農林水産担当部長をいう。）
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局の長、危機管理部参事及び教育部理事等をいう。）
用度課長	課長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた課（出納局に置かれた課を除く。）の長、会計総務課長、静岡県財務規則第2条第18号に規定する事務局の課長及び教育委員会組織規則の規定により本庁に置かれた課の長並びに人材育成室長、人権同和対策室長、地域包括ケア推進室長及び静岡県建設技術監理センター所長をいう。）

(専決)

第120条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、局長等は、知

(物品の取得等の決定)

第85条 (略)

2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

出納局長	部局長（静岡県財務規則第2条第1号に規定する部局長（警察本部長を除く。）及び農林水産担当部長をいう。）
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局の長、危機管理部参事、 <u>経営管理部の課長</u> 及び教育部理事等をいう。）
用度課長	課長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた課（出納局に置かれた課を除く。）の長、会計総務課長、静岡県財務規則第2条第18号に規定する事務局の課長及び教育委員会組織規則の規定により本庁に置かれた課の長並びに人材育成室長、人権同和対策室長、地域包括ケア推進室長、 <u>スタートアップ共創推進室長</u> 及び静岡県建設技術監理センター所長をいう。）

(専決)

第120条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、局長等は、知

事が別に定める範囲内において、第1項第1号に規定する事務を専決することができる。この場合における第120条の3の規定の適用については、同条第1項中「経営管理部長」とあるのは、「財務局長」とする。

別表第5 (略)

附属図面調整基準

(略)

別表第5の2 (略)

物品に関する事務の専決区分

区分	出納局長 専決	出納局次 長専決	用度課長 専決	物品・印刷・車両 班長又は 班長代理 専決
(略)				

(略)

別表第6 (略)

出納局用度課	課長、課長代理、 <u>物品班長又は物品班長代理、印刷班長又は印刷班長代理、車両班長又は車両班長代理</u>
(略)	

別表第7 (略)

行政組織規則の規定により本庁に置かれた局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、感染症対策課、空港調整室、先端農業推進室及び会計総務課	会計事務を行う班長若しくは班長代理（これらを置かない場合にあつては、会計事務を行う主幹） <u>又は調整主幹（スポーツ・文化観光部にあつては、課長代理又は局付主幹）</u>
(略)	

事が別に定める範囲内において、第1項第1号に規定する事務を専決することができる。この場合における第120条の3の規定の適用については、同条第1項中「資産経営課長を経て経営管理部長」とあるのは、「資産経営課長」とする。

別表第5 (略)

附属図面調製基準

(略)

別表第5の2 (略)

物品に関する事務の専決区分

区分	出納局長 専決	出納局次 長専決	用度課長 専決	用度課班 長、主幹 又は班長 代理専決
(略)				

(略)

別表第6 (略)

出納局用度課	課長、課長代理、 <u>班長、主幹又は班長代理</u>
(略)	

別表第7 (略)

行政組織規則の規定により本庁に置かれた局並びに知事直轄組織総務課、危機管理部総務課、 <u>経営管理部総務課、感染症対策課、産業イノベーション推進課</u> 、空港調整室、先端農業推進室及び会計総務課	会計事務を行う班長若しくは班長代理（これらを置かない場合にあつては、会計事務を行う主幹）、 <u>調整主幹（スポーツ・文化観光部にあつては、課長代理又はスタートアップ共創推進室長</u>
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「前任出納員 職 氏 名 ㊟」  
様式第4号中  
後任出納員 職 氏 名 ㊟」  
「 前任出納員 職 氏 名  
後任出納員 職 氏 名」に改める。

様式第11号中「受領印」を「受領者」に改める。

様式第25号中「様式第25号」を「様式第25号（第58条関係）」に改め、「㊟」を削る。

「 出 納 員  
前 任 物 品 分 任 出 納 員 職 氏 名 ㊟  
物 品 取 締 員  
様式第35号（その1）中  
出 納 員  
後 任 物 品 分 任 出 納 員 職 氏 名 ㊟  
物 品 取 締 員」を

「 出 納 員  
前 任 物 品 分 任 出 納 員 職 氏 名  
物 品 取 締 員  
に改める。  
出 納 員  
後 任 物 品 分 任 出 納 員 職 氏 名  
物 品 取 締 員」

様式第38号（その2）備考(2)中「回付すること。」の次に「ただし、氏名を自署する場合は、押印は不要であること。」を加える。

様式第38号の2中「資金前渡者 職 氏 名 ㊟」を「 資金前渡者 職 氏 名」に改め、同様式に次のように加える。

備考 物品取締員の氏名を自署する場合は、押印は不要であること。

様式第39号の2（その1）備考を次のように改める。

備考 (1) 物品取締員は、出納員と物品取締員が同一人でない場合は、本伺の写しを保管すること。

(2) 修繕業者受領印の欄は、氏名を自署する場合は、押印は不要であること。

様式第39号の2（その2）中 「 修 繕 者 受 領 印」を「 修 繕 業 者 受 領 印」に改め、同様式備考を次の

ように改める。

備考 (1) 物品取締役は、出納員と物品取締役が同一人でない場合は、本伺の写しを保管すること。

(2) 修繕業者受領印の欄は、氏名を自署する場合は、押印は不要であること。

様式第42号中「受領印」を「受領者」に、  
「返納受領印」を「返納受領者」に改める。

様式第43号中「受領印」を「受領者」に改める。

様式第44号の2（その2）備考中「回付すること。」の次に「ただし、氏名を自署する場合は、押印は不要であること。」を加える。

様式第46号に次のように加える。

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

様式第48号備考を次のように改める。

備考 (1) 分納契約の場合は、その明細を備考欄に記載すること。

(2) 氏名を自署する場合は、押印は不要であること。

様式第49号中「㊟」を削る。

様式第50号中「受領印」を「受領者」に改める。

様式第51号に次のように加える。

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要であること。

様式第51号の2中「受領印」を「受領者」に改める。

様式第52号備考を次のように改める。

備考 (1) 本庁にあつては、交換の決定についての関係書類の写しを添付すること。

(2) 氏名を自署する場合は、押印は不要であること。

様式第55号及び様式第55号の2中「受領印」を「受領者」に改め、「印」を削る。

様式第58号及び様式第59号に次のように加える。

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要であること。

様式第60号中「印」を削る。

様式第62号の2及び様式第62号の3中「受領印」を「受領者」に改め、「印」を削る。

様式第64号中「受領印」を「受領者」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県財産規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。